

自己表現の実施について

自己表現は、「広島県の15歳の生徒に身に付けさせたい力」である「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」がどのくらい身に付いているかをみるため、次により実施する。

1 実施方法

(1) 実施形態

個人ごとに面談形式で実施する。

(2) 検査官の人数

2～3人の範囲内で、高等学校長が定める。

(3) 自己表現の内容及び方法

受検者は、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現する。

(4) 自己表現の実施期日、時間等

ア 自己表現の実施期日

(ア) 一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の場合

高等学校長は、第2日に自己表現を実施する（ただし、高等学校及び志願状況等により第3日に実施することがある。以下同じ。）。

(イ) 連携型中高一貫教育に関する選抜の場合

高等学校長は、第1日に自己表現を実施する（ただし、高等学校及び志願状況等により第2日に実施することがある。以下同じ。）。

(ウ) 二次選抜、通信制の課程の選抜及び秋季入学のための選抜の場合

高等学校長は、検査当日に自己表現を実施する。

イ 自己表現の時間等

自己表現の時間等は次のとおりとする。

(ア) 自己表現の時間

5分以内

(イ) 自己表現後の質問及び質問・回答の時間

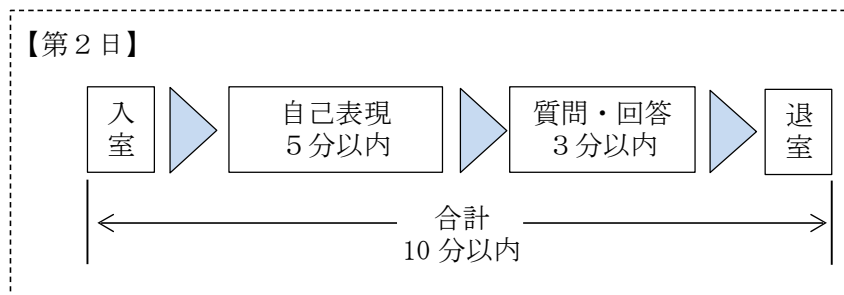
検査官は、受検者が自己表現した内容に対する補足的な質問を行う。

時間は、受検者が質問に回答する時間を含め3分以内とする。

(ウ) 一人当たりの自己表現にかかる総時間

10分以内（自己表現5分以内、質問・回答3分以内、入退室2分以内）を基本とする。ただし、高等学校及び志願状況等により多少前後することがある。

※ 実施の流れのイメージ（一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜の場合）



(5) 評価及び配点

評価は、「自己表現 評価の在り方」(P104)に基づき行う。

配点は、付表1(P135～P140)のとおり。ただし、秋季入学のための選抜は、別に定める。

2 自己表現の基本的なガイドライン

(1) 実施可能な表現方法について

原則、受検者本人が一人で時間内に準備し、実施できるものとする。

ただし、検査場内で実施できないもの、他の受検者に影響があるもの、安全面で問題があるもの等は実施できない。

なお、必要に応じて、(2)で定める物品を使用することができる。

(2) 使用可能な物品について

必要に応じて、次の物品を使用することができる。

ただし、原則として、検査会場の備品等は使用できない(黒板、コンセント等、検査場内にあるものを含む)。

ア 受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができるもの。

ただし、台車等は使用できない。

イ 安全面で問題がないもの、管理上問題がないもの。

なお、次の場合に限り、タブレット等を使用することができる。ただし、受検者は、検査会場において、通信機能(インターネットへの接続を含む。)及び録音・録画機能を使用することはできない。

- ・ プレゼンテーションソフトを使用し、画面を提示しながら実施する場合
- ・ 写真等の画像、音声及び動画を提示する場合(ただし、音声及び動画は30秒以内とする。)

3 特別措置について

志願者で、疾病又は障害等を理由に特別措置を希望する者は、事前に入学者選抜に関する特別措置願(様式第3号)を、必要に応じて志願先高等学校又は志願先高等学校を所管する教育委員会に提出する。提出方法等は、本実施要項の各選抜の「特別措置の申請」による。